

ご注意ください！！

怪しい勧誘電話

◆『昔の損失を取り戻すため手数料の支払いを』

『倒産した業者の資産がみつかった』

『金融商品の購入で過去の被害回復ができる』

商品先物取引で損をしたことがある方に、このような電話がかかってくる場合があります。言葉巧みに、過去の損失を取り戻すことができると思わせるような、不審な返金話には十分ご注意ください。



◆『この地区の担当になったので一度会って挨拶したい』

『財テクに興味はないか？ 話を聞くだけでもいい』



20代～40代の男性の携帯電話に突然かかってくるこのような電話。挨拶だけなら。話を聞くだけでいいなら。と会いに行ったところ、シカゴの大豆の先物取引の勧誘をされ、脅されて契約をさせられたとの相談が多く寄せられています。

興味のない内容の勧誘電話にはきっぱり断るなど毅然と対応をするようにしてください。

- 商品先物取引の勧誘をされたら、許可されている業者かどうか確認してください。確認はHPで行うことができます。
(<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/gyousha.html>)
- 商品先物取引は、許可を受けた業者でなければすることができません。
- 勧誘の際、絶対儲かるなどと言ってはいけないことになっています。

* 返金話を信じて契約してしまった、不審な勧誘電話がかかってきた、無許可業者と契約してしまった等の場合には、農林水産省の相談窓口や最寄りの消費生活センター等の公的な相談窓口にご相談ください。

農林水産省商品先物相談窓口 03-3501-6730